様式２

審議会等会議録

審議会等の名称	第１回山口市住居表示審議会（小郡下郷地区）
開催日時	令和８年１０月２０日（火曜日）１９：００～２０：００
開催場所	小郡地域交流センター　１階　第一講座室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	恒冨竹司、山根正司、藤村靖弘、時乗順一郎、和田敬司、渡邉徹志郎、河本圭介、前田哲男（委員８名）（敬称略） 小郡総合支所長　阿野浩二、地域生活部長　鈴木徹行（幹事２名）
欠席者	三輪　芳久
事務局	今谷生活安全課長、白松主幹、横山主事（３名）
議題	１　委嘱状交付式 ２　会長・副会長の選任 ３　諮問 ４　議事 （１）　住居表示の実施区域 （２）　住居表示の方法 （３）　町の区域及び名称
内容	委嘱状交付式の後、前田哲男氏を会長に、恒冨竹司氏を副会長に選任し、市長（副市長代理）から「住居表示の実施区域」「住居表示の方法」「町の区域及び名称」について諮問を行った後、会長の進行により議事に入った。 次第に基づき以下のとおり進められた。 〈事務局〉 －挨拶の後、委嘱状交付式を副市長により執行－ 〈副市長〉 －挨拶－ 〈事務局〉 －委嘱状交付式終了と審議会の開会を宣言－ －会長・副会長の選任につき推薦等がないため、事務局提案により、前田哲男氏を会長に、恒冨竹司氏を副会長にお願いすることを提案－ 〈委員〉 －承認－ 〈事務局〉 －審議会の役割は、市長の諮問に応じ、住居表示に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議することであり、本審議会では、地元で話し合われた事項を踏まえ、全市的な見地から、あるいは、各専門的な見地から審議し、より適切な住居表示を実施していこうとするものである旨を説明－

	〈副市長〉 －諮問－ １　住居表示の実施区域 ２　住居表示の方法 ３　町の区域及び名称 －諮問後、副市長は退席－ 〈事務局〉 審議に入ります前に、住居表示につきまして数点ご説明申し上げます。 まず、資料の確認をさせていただきます。本日のご案内文書と同封しておりました資料一式に加えまして、本日お配りしております、配席図と資料２の差し替え分となりますが、お手元にございますでしょうか。資料が無いようであれば挙手をお願いします。よろしいですか。それでは、ここで委員及び幹事の皆様をご紹介させていただくところでございますが、時間の都合もございますので、お手元にお配りしております配席図をもちまして紹介に代えさせていただきます。 また、本審議会は、会長１名、副会長１名、委員７名及び幹事２名の構成により進めさせていただきます。 それでは、審議に入ります前に、住居表示制度につきまして、数点ご説明申し上げます。 それでは、事務局から資料についてご説明申し上げます。 まず、資料１をご覧ください。 本市では、「山口市住居表示整備計画」に基づき、計画的に住居表示を実施しているところでございます。これまでの実施区域につきましては、資料１のとおりでございます。 続きまして、資料２をご覧ください。 現在、小郡下郷地区におきまして、５か年計画により住居表示事業を進めております。今回ご審議いただく区域は、その５年目にあたるエリアでございます。 続きまして、資料３をご覧ください。 まず、「１　経過」でございます。 本年７月に、今回の実施区域に関係する自治会長の皆様と２回にわたり協議を行いました。その後、８月２６日、２７日及び２９日の３日間、住民の皆様を対象とした意見交換会を開催し、住居表示を行う目的や今後のスケジュール、町割り及び町名案についてご説明をさせていただいたところでございます。 次に、「２　今後の予定」をご覧ください。 一番上及び二段目の欄が本日にあたります。 先ほど市長から諮問をさせていただきましたとおり、本審議会には、「実施区域」、「実施方法」、「町及び字の区域」の３項目についてご審議いただくこととし

	ております。 本日の審議及び今後の審議会でのご審議を踏まえ、審議会から市長へ答申をいただく予定としております。 住居表示の実施に当たりましては、市議会定例会において２回の議決をいただく必要がございます。 まず、令和９年３月市議会定例会において、「住居表示の実施区域及び実施方法」に関する議案を提出いたします。 議決をいただいた後には、法律に基づき３０日間の公示を行います。 その後、令和９年９月市議会定例会において、「字の区域の変更及び町の区域の新設」に関する議案を提出し、ご審議いただく予定としております。 議決後は、令和９年１２月頃に住民説明会を開催し、住居表示実施後に必要となる各種手続きについてご説明いたします。 併せて、住所変更をお知らせするための無料はがきの配布や、各種住所変更手続きで必要となる住居表示変更証明書の事前受付などについてもご案内する予定としております。 その後、町名表示板や街区表示板の設置を行い、住居表示の実施に向けた準備を進めてまいります。 なお、今回の区域における住居表示につきましては、現在のところ令和１０年２月中旬頃の実施を予定しております。 説明は以上でございます。 それでは、これより諮問事項の審議に入って参りますが、議事の進行につきまして、前田会長にお願いしたいと存じます。 前田会長、どうぞよろしくお願いいたします。 〈会長〉 －挨拶－ それでは審議に入ります前に、まず、この審議の公開・非公開について、お諮りします。 原則公開ということでよろしいでしょうか。 （『異議なし』） 次に、議事録の取扱いについてお諮りいたします。 本審議会の審議内容につきましては、市政運営の透明性を確保する観点から、議事録を作成し、山口市ホームページにおいて公開したいと考えております。 なお、公開に当たりましては、発言者のお名前は記載せず、匿名での掲載といたします。 この取扱いについて、ご了承いただけますでしょうか。 （『異議なし』）

	それでは、議事録署名人の選任を行います。 議事録署名人につきましては、会長である私から指名させていただきたいと存じます。 柏崎区自治会長の時乗様、小郡郵便局長の河本様にお願いいたしたいと存じます。 お二人にお願いすることでよろしいでしょうか。 （『拍手で承認』） ありがとうございます。 それでは、議事録署名人は、時乗様及び河本様にお願いいたします。よろしくお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 諮問事項につきましては、お手元の次第の「４ 議事」に記載しております３項目でございます。 はじめに、議事（１）「住居表示の実施区域について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。 〈事務局〉 それでは、議事（１）「住居表示の実施区域について」ご説明いたします。 お手元の資料４をご覧ください。 赤枠で囲んでおります区域が、今回の住居表示の実施区域でございます。 区域の範囲につきましては、北側を県道新山口停車場長谷線、東側を国道９号、西側を嘉川地区との境界及び宅地と山林の境界、南側をＪＲ宇部線の線路により区切った区域としております。 関係する自治会は、長谷区、長谷西区、柏崎区、新開区及び原区の５自治会でございます。 また、区域の面積は約６０ヘクタール、世帯数は約８５０世帯、人口は約１，８００人となっております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。 〈会長〉 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。 〈委員〉 質疑なし 〈会長〉 特にご意見等がないようですので、議事（１）「住居表示の実施区域について」

	は、後ほどご審議いただく議事（３）「町の区域及び名称について」と密接に関連する事項でございますことから、本日の事務局説明を踏まえた上で、議事（３）と併せて次回の審議会において改めてご審議いただくことといたします。 　それでは、次の議題に移ります。 　続きまして、議事（２）「住居表示の方法について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 〈事務局〉 　それでは、議事（２）「住居表示の方法について」ご説明いたします。 住居表示の方法には、「街区方式」と「道路方式」の２種類があります。 山口市におきましては、「山口市住居表示実施要綱」により街区方式を基本としておりますが、住居表示の方法は審議会においてご審議いただく事項となっておりますので、両方式についてご説明いたします。 　まず、街区方式についてでございます。 　街区方式は、日本で最も一般的に採用されている住居表示の方法です。 　資料１０「山口市住居表示パンフレット（抜粋)」をご覧ください。 　はじめに、左下の図をご覧ください。 　最初に「町割り」を行います。 　町割りとは、町の区域を道路、河川、水路、鉄道その他の恒久的な施設によって区切ることをいいます。 　境界線は、道路、水路及び鉄道については側線(そくせん)を、河川については中心線を採用することを基本としております。 　なお、道路等が東西に走る場合は南側、南北に走る場合は東側を境界といたします。 　次に、右上の図をご覧ください。 　町割りを行った後、道路や河川等を基準として「街区割り」を行います。 　一つの街区の規模は、おおむね２０戸から３０戸程度を目安としておりますが、実際には戸数よりも道路や河川などの地理的条件を優先して設定しております。 　　続いて、右下の図をご覧ください。 　街区を定めた後、その中の建物ごとに住居番号を付けていきます。 　街区の周囲を住宅地ではおおむね１０メートルごとに区切り、原則として右回りに基礎番号を付けます。図中の青丸で表示している番号が基礎番号です。 　そして、各建物の出入口が接する基礎番号を、その建物の住居番号とします。 　例えば、この町名が亀山町である場合、図の赤色の②街区内にある「３」の建物の住所は、「山口市亀山町２番３号」となります。 　次に、道路方式についてご説明いたします。

	道路方式は、道路に名称を付け、その道路に面した建物ごとに住居番号を付ける方式です。 例えば、「山口市亀山通り１０号」のような住所表示となります。 この方式は欧米諸国では一般的ですが、日本国内では採用例が非常に少なく、北海道浦河町及び山形県東根市の一部で採用されている例外的な方式となっております。 以上のことから、山口市におきましては、従来から街区方式を基本として住居表示を実施しているところでございます。 説明は以上でございます。 〈会長〉 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。 〈委員〉 質疑なし 〈会長〉 特にご意見等がないようですので、議事（２）「住居表示の方法について」は、街区方式を採用する方向で、本日の説明内容を踏まえ、次回の審議会において改めてご審議いただくことといたします。 それでは、続いて議事（３）「町の区域及び名称について」、事務局から説明をお願いします。 （事務局） それでは、議事（３）「町の区域及び名称について」ご説明いたします。 資料５をご覧ください。 町の区域及び名称につきましては、これまで小郡地区自治会連合会長様、各自治会長様及び市関係部局において協議・検討を重ねてまいりました。その結果、本日は資料５のとおり町割りの案をお示ししております。 まず、全体的な考え方についてご説明いたします。 今回の対象区域につきましては、自治会区域と町割りがおおむね一致しておりますことから、長谷区の区域を「小郡長谷三丁目」、長谷西区の区域を「小郡長谷西」、柏崎区の区域を「小郡柏崎一丁目から四丁目」、新開区の区域を「小郡新開」としております。 なお、小郡柏崎二丁目及び小郡新開につきましては、市の要綱で定める面積基準を満たしておりませんが、同要綱では、地域的な実情により基準面積とすることが難しい場合には、地域の特性等を勘案して適当な面積を定めることができるとされています。 このため、町の区域の設定に当たっては、面積だけでなく、自治会の区域との関係や周辺の町の区域との一体性などを総合的に勘案し、地域のまとまりを踏まえた分かりやすい町割りとなるよう設定しております。 また、原区につきましては区域が比較的小規模であることから、隣接する「小

	郡柏崎四丁目」に含める案としております。 　次に、「小郡令和四丁目」についてでございます。 　この区域は、現在、柏崎区及び新開区のいずれの自治会にも加入されていない区域であることから、新たな町名として設定する案としております。 　なお、町割りの都合上、長谷区、新開区において新たな町名と所属自治会名が一致しないケースが生じる見込みでございます。 　関係自治会長の皆様におかれましては、該当される方への説明についてご協力をお願いしたいと考えております。必要に応じまして、市からも個別の説明を行う予定としております。 　町名につきましては、従来からの名称を尊重し、地域の歴史や親しみやすさに配慮したものとしております。 　こちらの町の区域及び名称につきましては、地域の皆様にも十分にご確認いただくことが重要であると考えております。 　昨年度の住居表示審議会におきましては、答申後に住民の方から町名に関するご意見をいただき、対象区域の一部を実施区域から除外して再検討することとなった経緯がございました。 　このため、今回につきましては、「聞いていなかった」「知らなかった」といったことが生じないよう、各自治会にお持ち帰りいただき、アンケートや役員会、回覧等、それぞれの地域に適した方法により、地域の皆様へ十分に周知し、ご意見を確認していただきたいと考えております。 　その上で、次回の審議会において改めてご審議いただきたいと考えております。 　最後になりますが、新開区自治会長の三輪様より、新しい町の区域の設定に当たっては、道路や河川等で区切るという原則を堅持していただきたいとのお話を事前に伺っておりますので、ご紹介させていただきます。 　説明は以上でございます。 〈会長〉 　事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますか。 　ここが本当に大事な話になってくると思います。みなさんこの資料の方で納得いただければ一番良いですが、疑問点等あればお願いしたいですが。 　では、私の方からよろしいでしょうか。 　長谷西区のところに造成中という部分がありますが、ここは具体的な計画がはっきりしているのでしょうか？ 〈事務局〉 　現在造成中でして、すでに工事が入っているというかたちとなっています。 〈会長〉 　町内会としては柏崎区に入るか長谷西区に入るかはっきりしているのでしょうか？

	〈事務局〉 町内会がどっちに入るかははっきりしていません。 〈会長〉 住所としては長谷西区に入っていくという案ですよね？ 〈事務局〉 そういうかたちになります。 〈会長〉 それがイコール町内会もそこに入るとはいかない？ 〈事務局〉 住所と自治会名はあくまで別物となっていますので、住所が長谷西になったからといって、町内会も長谷西になるというものではありません。 〈会長〉 他にご意見はよろしいでしょうか？ 〈委員〉 造成については１１月末で終わるときいております。造成が始まるときに不動産会社の方から、長谷西に対して説明や案内がなかったということで、この地域を長谷西区にいれるのか柏崎区にいれるのかまだ最終的な結論はでていません。臨時総会を第二回の審議会までに開催し、最終的な案を出そうと思っています。 もし柏崎区にいれてしまうと、境界線の都合上、長谷西で住所が２つ、長谷西と柏崎の２つ発生するようになりますので、個人的な考え方でいくと、長谷西にいれたほうが、今いらっしゃる方も含めてうまいこといくのではないかと。先ほどお話があったように町内会をどうするのかはまた別の問題と聞いておりますので、検討していきたいと思います。 〈会長〉 市の方からなにかありますでしょうか？ 〈委員〉 長谷西の三角のところは、自治会は長谷西ですか？ 造成中の下のあたりの。 〈委員〉 長谷西です。 〈委員〉 そうなると、この青い点線は違っているのでしょうか？ 〈事務局〉 青い線は参考になりますが、少し違っている部分もあるかと思います。際の部分については、選択ができるようになっており、現実のラインとはそぐわない部分もありますが、青い線から柏崎側に入っている方も実際は、自治会のエリアが長谷西という方もいらっしゃいます。そこのエリアについては５，６軒

	ありますが、長谷西の住所のエリアにいれようとすれば、造成中のところを長谷西に入れないと、その５．６軒が柏崎になってしまう。そのため、造成中のところを長谷西にいれるのが適当と判断し、この町割り案を作成しております。 〈委員〉 この造成地ができる前に柏崎区に対して一切説明がなく、造成が始まったという経緯がありまして、前自治会長とも話をした際に、自治会は柏崎区に入らないのではないかと聞いて自治会長を引き継ぎました。 〈会長〉 ゴミ捨て場の問題や生活動線など、長谷西区の方に生活動線がつながっているという理解で良いですか？ 〈委員〉 長谷西区の造成中の造の左斜め上にゴミステーションがあります。その横の道を使って県道に出ていかれます。柏崎と長谷の境のところに長谷西区から降りてくるということはされないんじゃないでしょうか。 〈委員〉 ゴミ捨て場の問題については、ここの造成地の中でゴミステーションを設けるということで話はついております。 〈事務局〉 市としては、どちらかの自治会に入っていただいて、一緒に活動していただくのが一番平和と思っておりますが、立地自体もどちらの自治会に属するのが良いのか、高さの部分もあったりするので、どちらとも言えない状況ではありますが、どちらかの自治会に入れていただければ市としてはたいへん嬉しく思っております。 〈委員〉 状況によっては造成中の２０数軒は新たな自治会を作るという選択肢もあるということでよろしいでしょうか？ 〈事務局〉 それはあります。 〈委員〉 小郡令和四丁目の地域も柏崎に入っていませんからね。 〈委員〉 町名が難しいのではないか。小さいから。 〈会長〉 他に気になるところはありますでしょうか？ 本日、新開区の会長さんが欠席ですが、道路で区切る関係で町名とずれるところがでてくるわけですが、ここのあたりのご理解はちゃんととっていただけるのでしょうか？

	〈事務局〉 前もって当事者の方については区長の方から話がいっておりまして、町割りを示す中でご意見等あれば市の方に意見を伝えてほしいと、区長には伝えています。 〈会長〉 この資料５の取り扱いについてですが、こちらは市民に見せて良い資料になりますか？これをコピーして市民の方に渡してもいいですか？ 〈事務局〉 問題ありません。 〈委員〉 この資料で説明会をしたんですよね？ 〈事務局〉 説明会の資料から少し変更がされているところがあります。地元の方の意見をお聞きした中で、新たに柏崎二丁目を作っております。コスモスがある所になりますが、こちらについては、川で区切り、新しい団地と区別ができるようになっていますので、面積は少し小さいですが、柏崎二丁目を新たに作っております。説明会の時から変わった部分はそこになります。市としてもできるだけ自治会のエリアと住所の町割りのエリア、合わせられるところは極力あわせるようにしております。 〈会長〉 他にはよろしいでしょうか？ 原区の名前は町名としてなくなってしまいますが、そのあたり何か困ったりとか意見はないですか？ 名前を残してくれとかありませんか？ 〈委員〉 大丈夫です。もともと原住宅は小郡町の時代の住宅だったので、民家２軒だけです。あとはアパートというか昔の町営住宅だけです。 〈会長〉 ありがとうございます。 他にご質問がございますか。 〈委員〉 質疑なし 他に質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。 それでは、議事（３）「町の区域及び名称について」は、事務局から説明のあり

	ました内容を各自治会にお持ち帰りいただき、地域の皆様にご確認いただいた上で、次回の審議会において改めてご審議いただくことといたします。 本日のまとめとなりますが、議事（1）「住居表示の実施区域」、議事（2）「住居表示の方法」、議事（3）「町の区域及び名称」につきまして、それぞれ事務局から説明がございました。 特に、議事（3）「町の区域及び名称」につきましては、本日の審議会で直ちに決定するのではなく、一度地域にお持ち帰りいただき、地域の皆様のご意見を確認していただくこととしております。 これらを踏まえ、議事（1）から議事（3）までにつきましては、次回の審議会において改めて審議することといたしますので、委員の皆様におかれましては、引き続きご協力をお願いいたします。 それでは、事務局から連絡事項等がございましたら、お願いいたします。 〈事務局〉 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。 今回の審議会の会議録につきましては、作成後、議事録署名人である時乗様及び河本様に内容をご確認いただき、ご署名をいただいた上で、委員の皆様へ送付させていただきます。 また、自治会長の皆様におかれましては、本日の審議内容につきまして、事務局において概要を取りまとめた資料を作成いたしますので、各自治会において回覧等により地域の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。 〈会長〉 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。それでは、事務局へ進行をお返しいたします。 〈事務局〉 前田会長、議事進行をいただき、ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。 次回の審議会の開催日程につきましては、本日のご意見や各地域での確認状況を踏まえ、改めて調整の上、ご案内させていただきます。 それでは、以上をもちまして、第１回山口市住居表示審議会を閉会いたします。 本日は誠にありがとうございました。

	－本日の審議会の終了を宣言し、会議終了－
会議資料	１　次第 ２　山口市住居表示審議会委員名簿 ３　資料１　山口市住居表示実施地区一覧表 ４　資料２　実施までの流れ ５　資料３　住居表示実施事業実施計画（案） ６　資料４　住居表示実施区域（案） ７　資料５　町割（案） ８　資料６　山口市住居表示審議会条例 ９　資料７　山口市住居表示に関する条例 １０　資料８　住居表示に関する法律 １１　資料９　山口市住居表示実施要綱 １２　資料１０　山口市住居表示パンフレット抜粋
問い合わせ先	地域生活部生活安全課 ＴＥＬ　０８３－９３４－２９８６